

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則等において、船舶は主操舵装置及び補助操舵装置を設ける旨及びこれらのうち一方が故障した場合においても他方の機能が停止することのないように配置する旨規定されている。IACS は、当該規定をウォータージェット推進装置、旋回式推進装置等の特殊な推進装置に対して適用する際の解釈として IACS 統一解釈 SC242(Rev.1)を採択しており、本会は同統一解釈を既に本会規則に取入れている。

その後、2017 年 3 月に開催された IMO 第 4 回船舶設備小委員会（SSE4）において IACS 統一解釈 SC242(Rev.1)の審議が行われた結果、SOLAS 条約第 II-1 章第 29.1 規則及び第 29.6.1 規則に規定される冗長性の要件に関する解釈について整合が取れていない旨の指摘があり、合意が得られなかった。従って、IACS は、同統一解釈を取り下げ、従前の IACS 統一解釈 SC242(Corr.1)に戻すこととした。

このため、IACS 統一解釈 SC242(Corr.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次の通り。

- (1) ウォータージェット推進装置及び旋回式推進装置の動力装置等の故障時における性能要件のうち、IACS 統一解釈 SC242(Rev.1)で追加された要件を削除した。
- (2) ウォータージェット推進装置及び旋回式推進装置への給電に関する要件のうち、IACS 統一解釈 SC242(Rev.1)で追加された要件を削除した。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.1.3-1. 1.1.4, 1.5.1, 1.5.2, 1.6.3, 1.12.1, 附属書 D1.1.3-3. 1.1.4, 1.4.1, 1.5.1, 1.6.1, 1.13.1